

## 勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

### 1 改定の内容

#### (1) 給料表について

給料表について、現行の給料表を別記のとおり改定すること。

#### (2) 期末手当・勤勉手当について

##### ア 令和元年度の支給割合

##### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（再任用職員を除く。）

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.975月分とすること。

##### (イ) 特別管理職員（再任用職員を除く。）

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.175月分とすること。

##### (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

##### イ 令和2年度以降の支給割合

##### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

##### (イ) 特別管理職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分とすること。

##### (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

#### (3) 住居手当について

ア 住居手当は、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

イ 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額、家賃の月額と16,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を17,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

## 2 改定の実施時期等

### (1) 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイについては令和元年12月1日から、1の(2)のイ及び(3)については令和2年4月1日から実施すること。

### (2) 住居手当の支給に関する経過措置

令和2年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、1の(3)の改定に伴い、当該住居手当の支給月額が2,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、同年4月1日から令和3年3月31日までの間、住居手当の支給に関し所要の措置を講ずること。